

## 三種町運送等燃料高騰緊急支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、燃料価格の急激な高騰に対し、町内の運送事業者等が運送料金への価格転嫁などの必要な対策を進めるに当たり、当面の掛かり増し燃料費の一部を緊急的に支援するために、予算の範囲内で三種町運送等燃料高騰緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業若しくは貨物軽自動車運送事業又は道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業を営んでいること。
- (2) 令和4年7月1日現在において町内に住所を有する個人事業者又は町内に主たる事務所がある法人
- (3) 町税等に滞納が無いこと。

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、交付対象者が令和4年7月1日現在で保有する県内において許可又は認定を受けた事業用車両（三輪の軽自動車、二輪の自動車及び被牽引車（トレーラー）を除く。）に対して、令和4年4月から6月までのいずれか1月の走行距離（実績）に基づき、次の表の区分により1台ごとに算定し、決定する。ただし、牽引車（トラクタヘッド）については、車両総重量にかかわらず8,000kg以上(大型)の区分とする。

			車両の種類と車両総重量による区分			
			軽貨物車 タクシー 運転代行	一般貨物車		
				5,000kg未満 (小型)	5,000kg以上 8,000kg未満 (中型)	8,000kg以上 (大型)
申請 区分		A	B	C	D	
走行 距離 ・ 月	5,000km未満	1	9,000円/台	9,000円/台	12,000円/台	21,000円/台
	5,000km以上 ～9,000km未満	2	15,000円/台	18,000円/台	21,000円/台	42,000円/台
	9,000km以上	3	24,000円/台	30,000円/台	36,000円/台	72,000円/台

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、三種町運送等燃料高騰緊急支援金申請書兼同意書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて、令和5年2月10日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号に規定する許可又は認定を証する書類の写し
- (2) 申請する車両の自動車検査証の写し
- (3) 令和4年4月から6月までのうち、いずれか1月分の申請車両の走行距離が確認できる貨物自動車運送事業(平成2年運輸省令第22号)第8条に規定する乗務等の記録、デジタル式運行記録計により出力した走行記録等
- (4) 三種町運送等燃料高騰緊急支援金請求書(様式第2号)
- (5) 誓約書(様式第3号)
- (6) 振込先口座が分かる通帳等の写し
- (7) 法人は、法人登記簿謄本の写し

2 貨物自動車運送事業の法人以外の場合は、前項第3号の書類等を整備していない場合に限り、走行実績確認書(様式第4号)により、本事業の開始から令和5年1月までのいずれか1月の走行距離を記録して申請することができる。

3 第1項第1号から第3号の書類等に代えて、秋田県トラック運送燃料高騰緊急支援金支給要綱による秋田県トラック運送燃料高騰緊急支援金申請書（写し）及び支給決定通知（写し）を添付することができる。

（支援金の交付決定）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、支援金交付決定通知（様式第5号）又は支援金不交付決定通知（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の交付方法）

第6条 支援金の交付は、前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）に対し、当該交付対象者に係る第4条の書類に記載の口座に振り込むことにより行うものとする。

（交付申請の取下げ）

第7条 交付対象者は、第5条の規定による交付決定通知に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、支援金の交付決定はなかったものとみなす。

（返還）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。

（2） 申請時に誓約した内容に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により、支援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する支援金が既に支給されているときは、当該支給を受けた交付対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告及び検査）

第9条 町長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、報告を求め、又は立入検査を行うことができる。

2 交付対象者は、前項の規定による報告又は立入検査を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年11月11日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 この告示の失効前にした行為に対する第8条及び第9条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

三種町長 様

〒  
 申請者 所在地  
 名称  
 代表者職・氏名  
 電話番号

三種町運送等燃料高騰緊急支援金申請書兼同意書  
 (兼 実績報告書)

三種町運送等燃料高騰緊急支援金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。また、町税等の納入状況の調査を行うことについて同意します。

申請金額 \_\_\_\_\_円

申請台数 \_\_\_\_\_台

〔申請車両〕

No.	車名	自動車登録番号				申請区分				支援金の額	事務局 使用欄
						車の種別		走行距離			
例	いすゞ	秋田	100	か	1111	C	中型	3	12,500km	36,000円	
1									km	円	
2									km	円	
3									km	円	
4									km	円	
5									km	円	
6									km	円	
7									km	円	
8									km	円	
9									km	円	
10									km	円	
11									km	円	
12									km	円	
13									km	円	
14									km	円	
15									km	円	
合計 (No. 1 ~No.15)										円	

様式第2号（第4条関係）

三種町運送等燃料高騰緊急支援金請求書

年 月 日

三種町長 様

〒  
申請者 所在地  
名称  
代表者職・氏名  
電話番号

㊞

次のとおり請求します。

請求金額 ￥ \_\_\_\_\_

振込 口座	金融機関	
	支店名	
	口座種別	・当座 ・普通
	口座番号	
	フリガナ 口座名義人	

三種町長 様

## 誓 約 書

三種町運送等燃料高騰緊急支援金（以下「支援金」という。）に関して、次のとおり誓約します。また、誓約した内容のいずれかに虚偽が判明した場合は、支援金を返還します。

- 支援金の申請要件を満たしています。
- 支援金の交付を受けた後にも事業の継続をする意志があります。
- 三種町から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 過去3年間に、労働関係法令に違反していません。
- 申請事業者の代表者、役員、又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三種町暴力団排除条例（平成24年三種町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団及び暴力団員が申請事業者の経営に事実上参画していません。

所在地（住所）

〒

事業者名称

代表者職氏名 （署名又は記名押印）

様式第4号（第4条関係）

申請者 \_\_\_\_\_

三種町運送等燃料高騰緊急支援金  
走行実績確認書

三種町運送等燃料高騰緊急支援金実施要綱第4条第2項の規定により、次のとおり提出  
します。

自動車登録番号	
実績確認月	月
申請距離	k m

申請距離の算出 (B k m) - (A k m) = k m

A 実績確認月までの車両総走行距離 k m (確認日 年 月 日)

確認した走行距離計（オドメーター）の写真を貼付  
本欄におさまらない場合は、距離が確認できる限り、  
適宜切り取りしたものでも構わない。

B 実績確認月までの車両総走行距離 k m (確認日 年 月 日)

確認した走行距離計（オドメーター）の写真を貼付  
本欄におさまらない場合は、距離が確認できる限り、  
適宜切り取りしたものでも構わない。

様式第5号（第5条関係）

指令記号及び番号

年 月 日

様

三種町長



### 支援金交付決定通知

年 月 日付けで申請のあった三種町運送等燃料高騰緊急支援金について、次のとおり交付決定したので、通知します。

#### 記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 支給決定額 | 円                                       |
| 2 | 支給の目的 | 燃料価格の急激な高騰に対し、当面の掛かり増し燃料費の一部を緊急的に支援するため |
| 3 | 支給の内訳 | 申請区分                                    |

様式第6号（第5条関係）

指令記号及び番号

年 月 日

様

三種町長



### 支援金不交付決定通知

年 月 日付けで申請のあった三種町運送等燃料高騰緊急支援金について、次の理由により不交付とします。

（不交付理由）